

田中長官が合憲判決を米大使に約束 判決は日米政府と最高裁の合作

米沢 敏夫

最高裁の砂川判決は、日本と米国両政府と田中最高裁長官の秘密工作によった判決であることが2008年に秘密指定解除された米国公文書を国際問題研究者新原昭次氏が発見したことを前号に掲載しました。概略を再記すると……

●1957年日本各地で米軍基地反対闘争が激化。相馬ヶ原演習場で米軍が葉きようをまき、「ママサン、ダイジョーブ」と農婦をおびきよせ射殺したジラード事件、砂川（現立川市）でも基地拡張に反対闘争（「土地に杭は打たれても、心に杭は打たれない」との名句生まれる）で支援の労働者、学生らを逮捕起訴、東京地裁で無罪判決（伊達判決・59年3月）

●慌てたマッカーサー米大使が藤山外相に「伊達判決を質すため最高裁に飛躍上告」を要求し、外相は全面的に同意（59年3月）。首相は岸信介

●地裁判決から4日後に「上告を決定」と自民党幹事長が大使に報告。

●最高裁長官、大使に「優先し扱う」と約束（4月24日）

●少数意見を避け
15人一致の判決も約束

●最高裁長官再び米首席公使と会談、「判決は12月、内容

告を決定」と自民党幹事長が大使に報告。

●最高裁長官、大使に「優先し扱う」と約束（4月24日）

●少数意見を避け
15人一致の判決も約束

●最高裁長官再び米首席公使と会談、「判決は12月、内容

も『基地に侵入』という事実問題でなく法的問題に閉じ込める。世論を揺さぶる原因になる少数意見を避け、全員一致に」と告げる（59年7月）

●判決は長官が約束した次の内容となった。『地裁判決破棄、差し戻し』を15人全員一致で判決、内容も『憲法9条は他国に安全保障を求めることを禁ぜず、米国軍隊の駐留は9条の趣旨に反し違憲無効であると明白には認められない。このことは9条2項が自衛の戦力保持を許さぬ趣旨であると否とに関わらず』（59年12月16日）。

安倍首相や高村自民副総裁

安倍内閣支持せずが上回る

安倍内閣を「支持する」	「支持しない」	
毎日	35%	51%
共同通信	37.7%	51.6%
ANN	36.1%	47%
朝日	37%	46%
FNN	39.3%	52.6%

戦争法案を強行可決したことで、安倍内閣の支持率が急落しました。「朝日」は戦争法案の採決は「よくない」が69%、新国立競技場についても質問、白紙表明を「評価する」が74%となりました。国民の批判が強いため白紙に戻したのですが、同じように国民の反対が強い戦争法案も、白紙撤回すべきと思うのは常識ではないでしょうか。

TPP 国会決議は守られるか！

国会は、安倍内閣がTPP交渉に参加する条件として、重要5項目を聖域として守ること、不可能であれば撤退することを決議しました。

TPPは、アメリカ主導で秘密交渉を強制され、国会にも国民にも、何がどの様に議論されているのか一切隠され、また妥結後も5年間は公開しないという、反民主主義的交渉です。

重要5項目については、アメリカとの2国間交渉が行われており、漏れ伝えられるところによると、日本は牛肉豚肉の関税引き下げ、コメの輸入枠17万トン増要求に対して、5万トン



受け入れないなど、国会決議に反する態度を示しています。米国の議会

原発再稼働

再稼働は絶対に許さない！

東日本大震災以降、日本の原発は一基も稼働していません。心配された夏の電力消費も一部の規制のみで、国民生活には大きな影響はなく、原発ゼロ社会も視野に入ってきています。しかし、原子力規制委員会

稼働を認めない仮処分を出している最中にです。安倍政権は「待ってました」と、地元住民の「安全性への不安」「避難計画の不備」などの声を無視して、再稼働を表明しています。「原発回帰反対」の運動を強めましょう。（牛越邦夫）

TPPは多国籍企業や大企業の利益を最優先するものであり、これに対して日本・アメリカ等で国民の強い反対運動が粘り強く行われています。知的財産権やISD条項もあり、私たちの暮らしを根底から覆してしまうTPP反対運動を拡げ強めましょう。太田 勅

「みんな怒ってる！」

は、この砂川判決を集団的自衛権行使の根拠としています。が、「米軍駐留は9条に反し違憲無効と明白に認めら

主権投げ捨てた判決 根拠にならず

しかも考えるべきは、最高裁砂川判決は、米政府と米大使との公文書で記されているように、日本政府、最高裁が米大使と密議を交わし合憲との判決を約束した、それこそ立法・司法・行政の3権のうち司法・行政の2権の国家主権を日本政府自らが投げ捨て、米政府に追従したいわば法治国家崩壊の日本最大の事

れない」というのが主文で、「他国防衛である集団的自衛権が入り込む余地はないので

件判決と言わなければなりません。私たちからみれば、屈辱に充ちた大事件としてもつと日本国民に知らされるべきです。日本を米国に従属させた判決ですから、なおさら安倍政権の解釈改憲、集団的自衛権行使を絶対に許すわけにはいきません。

みなさん、たった1行だけでもいい、「解釈改憲、集団的自衛権行使絶対反対」と書いた抗議ハガキを安倍首相に出そうではありませんか。

〒100-0014（住所は不要）
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
◎安保法案に反対する 学者の会の賛同者 11218人
◎戦争法に反対する 映画人アピールに賛同の映画人 446人

読者の皆さんの投稿コーナーです。

花見 小林 和さん

先に私は、憲法は、人間で言えば還暦を過ぎたばかり、無理やり寿命を縮めてはならないし、縮める必要もないと書いた。その憲法、今度は古希を迎える前に再び改憲を公言している議員や公人が目立ってきた。その狙いが九条を改めることにあるのは明らか。九条に込められた平和への理想を捨てるというのだ。

私たちの日本は、なによりも世界に誇れる実績がある。

この前書いた時は60年、今回は70年、ただの一度も他国と戦火を交えず、武力によって1人として殺したこともないのは日本だけだ。

理想の旗は掲げ続けなければならぬ。「九条」という旗には人類の理想という確かな重しがついている。ゆれることなく毅然として立っている。古希を迎えても現在の人々は若々しい。九条だつてまだ若い。

再び同じことを言う。無理やり寿命を縮めてはならないし、縮める必要もない。古希の祝いを喜び合いましょ。

聞いて！聞いて！ 読者のひろば

